

令和8年 下呂市農業委員会第7回総会議事録

開催日時	令和8年7月3日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 今井 学 4 番 嶋田 浩 7 番 熊崎 升美 10 番 田中 覚章(推) 13 番 二村 昭司(推) 19 番 熊崎 徹(推) 22 番 谷口 寿貴 25 番 井戸 克彦(推) 2 番 熊崎 秀幸 5 番 熊崎 みどり 8 番 中川 輝男(推) 11 番 寶 賢一 15 番 鎌倉 宏之 # 番 中桐 由起子(推) # 番 中島 悠 3 番 石原郁夫(推) 6 番 中島 義彦 9 番 小田 忍(推) 12 番 二村 浩 18 番 今井 明浩(推) 21 番 中島 義雄 # 番 日下部 道男(推)	
欠席委員	14 番 中島 尊治 26 番 杉山 裕(推) 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎(推)	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 27 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 28 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 30 号 土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第7回農業委員会を開催いたします。	
会長	【会長あいさつ】	
議 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 21 番 中島 義雄 委員 22 番 谷口 寿貴 委員 をお願いいたします。	
議 長	議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	
事務局	議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が1件、使用貸借による利用権設定が1件提出されています。 番号1は農振農用地ではありません。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号2は農振農用地ではありません。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。	

事務局	番号3は農振農用地ではありません。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号4は農振農用地です。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 以上、農地法3条申請について審議をお願いいたします。
議 長	ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	担当委員欠席のため事務局代読します。 1番については***の交差点から北へ100mほど進んだ、国道257号線沿いになります。 譲渡人が高齢のため耕作できず困っていたところ、付近に社員アパートを所有する譲受人より申請地を譲っていただきたいと申し出があったとのことです。 譲受人の自宅から距離がありますが、経営されている会社とご自宅の間に申請地があるため、問題ないかと思えます。 以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
事務局	2番についても代読します。 場所は***の交差点から北西に位置するところですが。 譲渡人と譲受人とで、土地を交換するとのことで申請が出ています。 譲受人の自宅から申請地は数十メートルと近いので、特に問題はないかと思えます。 以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
事務局	3番についても担当委員不在のため、代読します。 場所は***の***上にある住宅のすぐ目の前です。 申請人はこの住宅に最近転居してきたとのことで、住宅に近い農地を借りて農業をしたいとのことで、特に問題はないかと思えます。 以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
事務局	4番も事務局代読します。 場所は***の南に位置する市街地の中です。 譲渡人は高齢のため市外に転居されています。 後継者もないことから、近隣に居住しており、これまで実際に耕作を任せていた譲受人に無償譲渡するものです。 特に問題はないかと思えます。 一点申し添えますが、譲受人の住所と申請地の地番と同じになっています。本人と代理人にも確認しましたが原因は不明とのことです。 譲受人の自宅は字絵図では***番に建っていると思われ、近くの***が所有する土地で、借地料を支払っているとのことでした。 以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請4件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議 長

ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

議 長

議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の4ページをお開きください。

議 長

事務局より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、田157㎡、畑82㎡です。

番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を一般個人住宅(物置)として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号3については、申請地を一般個人住宅(駐車場)として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

ただいま事務局より説明がございました農地法第4条申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

18番

1番から3番まで順番にご説明いたします。

1番の申請地は***から山手へ道沿いに1km程度進んだところ
です。現状住宅用地となっています。北と東は申請者の所有地です。西側は公衆用道路
となっています。南側は水路となっており、周辺地は問題ないと思います。
既に住宅用敷地と利用している追認案件となります。

2番の申請地も***から山手へ道沿いに1km程度進んだところ
です。現状倉庫が建っており、北側は畑ですが隣地承諾済みです。西、南、東は公衆用道路で
問題ありません。
既に倉庫が建てられている追認案件となります。

3番の申請地は***の山手側付近です。
現状、既に車庫として利用しています。北、東、南は道路です。西側は申請者の所有地で
問題ありません。
既に車庫が建っている追認案件となります。

議 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
議 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
議 長	議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。
議 長	農地法第5条許可申請4件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、貸駐車場・資材置場への転用が1件、鉱・工業用地への転用が1件、面積については田1015㎡、畑319㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、貸資材置場(建設業)として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、300m以内にJR飛騨宮田駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われれます。 番号2については、申請地を譲り受け、樹脂製造業駐車場・資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われれます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅(駐車場・物置)として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われれます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅(駐車場)として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、おおむね500m以内に下呂市役所金山振興事務所があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
議 長	ただいま事務局より説明がございました農地法第5条申請4件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

4番	1番についてご説明いたします。 申請地は***地内の***から南東に200m程進んだ***の裏、南側付近です。譲渡人と譲受人とでは土地の譲渡について合意ができています。申請地は畑ですが、長年休作地となっています。 譲受人の経営する会社の駐車場と資材置き場として使用予定です。 現地付近は休耕地や他者の駐車場など問題ないかと思います。 以上です。
10番	2番について説明いたします。 申請地は***地内の***の敷地付近です。 追認案件で、譲渡人の身辺整理の中で分かり申請に至ります。 平成17年に相続し、相続前から今日に至っているのです、問題ないかと思います。 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
事務局	担当委員欠席のため、事務局代読します。 3番については***から南西に位置する場所になります。既に農機具倉庫と駐車場となっています。 付近に農地がありますが、関係者から農道や生活道として利用するとのことで合意ができていたとのことです。 先述の通り、既に倉庫や駐車場としている追認案件となります。 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
事務局	4番も事務局代読します。 申請地は先ほど3条で説明した土地の谷を挟んだ隣です。***のすぐ近くです。 譲渡人は市外に転居しており、始末書も添付されており平成11年頃にカーポートとして転用されています。 この財産についても処分したいとのことで、譲受人に無償譲渡するもので、やむを得ないかと思います。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
22番	2番について、譲渡人の住所と申請地が離れているが何か理由がありますか？
事務局	譲渡人が相続した実家およびその付近の土地の一つとなります。そのため、譲渡人住所とは離れています。
議 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決に移ります。農地法第5条許可申請4件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
議 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
議 長	議案第30号土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第30号土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について説明させていただきます。

令和8年6月15日付県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(区画整理)跡津・西上田地区)の申請の公告に係る土地改良事業について、別紙のとおり参加申出書が提出されたので土地改良法(昭和24年法律第195号)第3条第1項第2号の規定に基づき、農業委員会に審議を求めるものです。

今回、議案の9ページから15ページまでに記載してある7件の参加申出書の提出がありました。

今回申し出があった所有者の農地は農地中間管理事業により南飛騨農援隊が使用収益権者となっています。通常であれば土地改良事業の参加資格があるものは、所有権に基づき耕作等されるものについては所有者が、また、使用収益権に基づき耕作等されるものについては使用収益権者とされます。

例外として、使用収益権が設定された農地の所有者が特別な理由があって農業委員会に申し出し、農業委員会がその申し出を承認した場合、土地改良事業の参加資格が所有者に認められるというものです。

今回の申出はこの例外によるものになり、申し出る理由はいずれの申出者も「土地改良事業費を負担するため」となります。

農業委員会に提出された申出書については農地台帳で確認し記載された内容は正しいものであることを事務局にて確認しました。

申出書の内容については土地改良法の目的に合致し何ら問題もないことから土地改良法第3条第1項第2号に規定される「相当」であると思われます。

以上審議をお願いします。

議 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
土地改良法第3条第1項の規定による参加資格の承認について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

議 長

以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

議 長

以上をもちまして、第7回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番